

市民文教委員会会議録

平成27年2月4日(水)

(開 会) 10:06

(閉 会) 11:41

【 案 件 】

1. 学校施設等の再編について
2. 生活環境について

【 報告事項 】

1. 教育委員会制度改革について (教育総務課)
2. 教育財産の管理状況について (教育総務課)
3. 飯塚図書館休館日変更の試行的実施について (生涯学習課)
4. 飯塚市地区公民館施設整備実施計画(案)の策定について (中央公民館)
5. 明星寺地区ごみ埋立地の対応について (環境対策課)
6. (仮称)飯塚市立幸袋小中学校建設関連工事の入札中止について (契約課)

○委員長

ただいまから市民文教委員会を開会いたします。

「学校施設等の再編について」を議題といたします。執行部の説明を求めます。

○学校施設整備推進室主幹

お手元に配付させていただいております、小中一貫校の建設工事の進捗状況の資料に基づいて、ご説明いたします。

穂波東中学校区につきましては、新校舎敷地北側部分は農業用水路になっておりますことから、大型の擁壁工事や地盤改良が必要であるため、新校舎の建設工事に先立ち施工しなければならないことから、敷地西側の樹木伐採等を含め、土木工事として発注することとし、本年1月14日に16者により入札が行われ、その結果、落札額3850万4160円、落札率84.65%で崎村組が落札しております。工期につきましては、平成27年1月21日から平成27年7月7日までとなっております。また、穂波東中学校区につきましては、昨年11月の閉会中の委員会で報告しておりましたが、訴えの提起「平恒小学校敷等の抵当権抹消」につきましては、本年1月6日に判決が確定しました。その後直ちに契約に向け事務を進めておりますが、今後、臨時議会において、契約議案の審議いただき、議決後は早急に工事に取り掛かりたいと考えております。なお、幸袋は平成28年4月、穂波東が平成29年4月の開校を目指し進めていきたいと考えております。

以上簡単ですが説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、ただ今の説明に対する質疑を含め、全般についての質疑を許します。質疑はありませんか。

(な し)

お諮りいたします。本件は掘り下げた審査をすることで継続審査といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。

よって、本件は継続審査とすることに決定いたしました。

次に、「生活環境について」を議題といたします。「バイオコークス実証実験の結果につい

て」、執行部の説明を求めます。

○環境施設課長

バイオコークス実証実験の結果について報告いたします。資料をご覧ください。

実証実験につきましては、バイオコークスを稼働中のガス化溶融炉に投入し、石炭コークスの代替品としての機能の検証を行いました。

実証実験にあたっては、近畿大学 井田民男教授にご教示をいただき、また、バイオコークスの購入先につきましてもご紹介いただいた、和歌山県日高郡印南町に所在地を有する業者、(株)石橋で製造された物を使用しております。

実験方法については、溶融炉の安定操業とごみ処理を優先し、また、溶融物温度を適正に維持しながら、石炭コークス供給量をバイオコークスに代替することとしました。

ベースデータ採取期間の実績データを基に、石炭コークス原単位の基準値をごみ1トンあたり65キログラムと設定、また、バイオコークスの投入量につきましては、発熱量が異なるため石炭コークス1に対し、バイオコークス2の割合で投入しています。

石炭コークスの代替条件については、目標設定として条件①10%代替から条件③30%代替までの3段階を設定し、段階的に石炭コークス原単位の設定を下げていき、低減効果を検証することとしました。

なお、資料1ページ(7)に記載していますとおり、安定操業及び溶融物温度が適正に維持できない場合には、適宜、石炭コークスの追加投入を行い、炉況安定を図ることとしました。

次に資料2ページをご覧ください。実験は、平成27年10月17日から11月16日の間で工程を組み実施しております。

4. 実証実験結果について、説明させていただきます。図2から図4及び表1の数値につきましては、各期間の平均値、投入比はごみ処理1トンあたりに使用した石炭コークスとバイオコークスの量となっております。

条件①で、10%代替量である、ごみ1トンあたり13キログラムのバイオコークスの投入を行いました。図4「実績ごみ処理量」で示すとおり、1日のごみ処理量がベース値より低下し、90.0トンとなったため、処理量確保のために石炭コークスの追加投入をせざるをえず、結果として石炭コークス原単位はごみ1トンあたり69キログラムとベース値に比べ4キログラムの増加となりました。

条件②で、バイオコークスを20%代替量である、ごみ1トンあたり26キログラムの投入を行いました。図3「実績溶融物温度」で示すとおり、条件①と比較し条件②では1440度と10度低下、また、1日のごみ処理量についても「図4「実績ごみ処理量」」で示すとおり、条件②では85.7トンと更に低下したため石炭コークスの追加投入を行い、結果として石炭コークス原単位はごみ1トンあたり72キログラムとベース値に比べ7キログラムの増加となりました。

条件③において、バイオコークスを30%代替量である、ごみ1トンあたり39キログラムの投入を行いました。図3「実績溶融物温度」で示すとおり、1434度まで低下、1日のごみ処理量においても「図4「実績ごみ処理量」」で示すとおり、76.8トンまで低下することとなりました。そのため、年末のごみ搬入量増加に向けたごみ処理に支障を来す恐れがあったため、11月13日にバイオコークスの投入を停止し、実証実験を終了しました。

実験期間を通じて、石炭コークス原単位を低減することはできず、逆に溶融物温度の維持とごみ処理量低下の対応により、石炭コークスの使用量がバイオコークスを使用しない場合よりも増加したため、石炭コークスの使用量削減には繋がりませんでした。

次に資料3ページをご覧ください。実験の結果に伴い、バイオコークス投入によりごみ処理量等が低下した原因を推定いたしますと、バイオコークスは、通常使用する石炭コークスとは

異なり、未乾留であるため揮発分が多く、また、形状も大きく、圧縮され密度も高いため、熔融炉内での熱交換率が低く、昇温・乾燥が進みにくいと考えられます。

右側に図を載せておりますが、新日鉄住金エンジニアリング(株)製シャフト式ガス化熔融炉では、熔融炉の中部（熱分解ガス化帯）で乾燥・熱分解が終了することを前提とし、熔融帯にて適正な温度を維持しているのに対し、バイオコークスは炉下部（燃焼帯、熔融帯）まで乾燥・熱分解が未了のままの状態而降下した結果、炉下部で乾燥、熱分解（吸熱反応）することで、熔融物温度が低下したものと思われま

す。近畿大学の井田民男教授より、実証実験報告書に対して所見をいただいておりますので、内容につきまして分析し協議を行い、また、今後につきましても、石炭コークスを削減する方法等について検討してまいりたいと考えております。

以上、報告を終わらせていただきます。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○岡部委員

1点だけ、教えてください。この実証実験の結果、条件1、条件2、条件3というような形でだされているけれども、私が知りたいのは、私もバイオコークスは製造をやっているところも、現地も行って見てるんですよ。それで、あなたの今の説明でいくと、バイオコークスが入ってるから温度が上がらんというようなね、だから、石炭コークスを加えなくてはいかんというようなね、そういうふう聞こえるんだけど、このバイオコークス自体は燃えないという意味ですか、それともバイオコークスを入れたら温度が上がらないというふうにとられてるんやろう。

○環境施設課長

今のお話でございますが、資料の3ページを見ていただきますと、バイオコークスにつきましてはこの発熱量のところ、石炭コークスの約半分ということになっております。今回につきましては、あくまでも安定操業、安定稼働という形の中で、その中でバイオコークスが石炭コークスの代替がどのくらいやれるのかというふうに見ております。基本的に先ほども申しましたように、バイオコークスの特性である揮発分が多いということの中で炉低部の温度が下がり、室温度が下がったというふうに分

○岡部委員

私が、現地というか、生産しているところに行ったときに、これ自体のカロリーとかですね、もうそれなりに確認をしてきたんですよ。生ごみでまだ濡れたまんまの、そういったものなら別として、はじめから燃やすように作ってあるやつをね、入れたら温度が上がらないというのは、どうも解せない部分で実証実験の実験方法が適切に行われたのかということは、今あなたの説明を聞いていても、何となく納得できないという部分があるわけですよ。本来、ものを燃やすための材料としてバイオコークスを投入したものが、バイオコークスを投入したことによって、石炭コークスを足さなくては一定の温度にあがらないという形の表現をされてるからですね、これについて、もう一回だけ説明していただけますか。

○環境施設課長

今回の基本的な考察という形で、3ページのところで掲げておるんですが、たしかに私どもは技術屋ではございませんし、結果としてですね、新日鉄住金エンジニアリングの協議の中で、ここに掲げますように、また同じような答弁になると思うんですが、新日鉄住金エンジニアリング製のシャフト式の熔融炉につきましては、熔融炉の中部、ここに掲げてますように、熱分解ガス化帯で乾燥及び熱分解を終了するということが、前提とした中でごみ処理をやっておるところでございます。今回、バイオコークスにつきましては、そのところが下のほうまで燃焼帯、熔融帯まで乾燥、熱分解が未了のまま降下したことの結果によりまして、要するに炉低部で吸

熱反応をすることで、溶融物温度が低下したものというふうと思われるということでございます。

○岡部委員

最後に、結局溶融炉方式でやっているのはこれと、あとはJFEでしたかね。片一方はそれで鉄を溶かしているという世界になって、片一方はごみを溶かすのにバイオコークスを入れたら温度が下がるというふうな形というのは、やはり私とすればね、やり方の問題が違うんじゃないかと。つまり、実証実験の方法について、もちろん飯塚のやつは新日鉄さんが主導のもとにやられたと思うんですよね。このところについてはですね、今そのやり方の問題をあなたにお尋ねしても、適切な答えが出てくるとは思いませんのでね、私は何となく疑問を感じております。それだけです。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○江口委員

先ほどですね、この実験に関しては基本的に失敗に終わったということで理解できると思うんですが、井田教授の所見がでたと。それについて検討を加えていきたい。そして今後とも石炭コークスの消費量の削減に取り組んでいきたいというお話ですよね。まず、所見のほうからどういったものが出ておられるか、お聞かせください。

○環境施設課長

今の所見でございますが、中身の分析についてはまだ具体的に分析しておりませんが、今手元のほうにきておりますのが、中身については5項目きております。まず初めに、バイオコークスの密度、それから2番目といたしまして含水率、それから3番目でいたしまして炉上部でのCO濃度について、それから4番目といたしまして溶融物温度低下について、5番目といたしまして炉下部での熱分解（吸熱反応）についてということでございます。先ほど答弁でも申し上げましたように、いま所見をいただいておりますので、これを内部で分析し、協議していきたいというふうに考えております。

○江口委員

それは資料として出していただいたりはできますか。その所見についてはお出しただけです。

○環境施設課長

いま手元にきておりますバイオコークスの井田民男教授の所見につきましては、提出することは可能です。

○江口委員

委員長。ぜひ、その所見について資料として提出いただけるようお取り計らいをお願いいたします。

○委員長

お諮りいたします。ただいま、江口委員からの要求のありました資料については、要求することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、執行部に資料の提出を求めます。

暫時休憩いたします。

休憩 10 : 24

再開 10 : 24

委員会を再開いたします。

資料のほうは、準備ができ次第提出させますので、ほかに質疑はありませんか。

○吉田委員

こちらの実証実験の結果、データが出たんですけど、これにかかる経費のところは以前にご説明があったと思うんですけど、最終段階で新日鉄住金さんのほうも幾分職員さんで対応していただいて、経費面でもかなり浮いたという報告を受けたと思うんですけど、最終的にどのような結果なっていますか、ご報告を分かればお願いします。

○環境施設課長

今回のバイオコークスの実証実験の経費につきましては、先ほどお話ししましたバイオコークス購入費といたしまして購入量40トン、購入金額といたしまして330万4800円となっております。なお、実証実験の委託料につきましては、内部の中でNSESと協議いたしまして、無料ということになっております。

○吉田委員

これに配送経費等はなかったですかね。燃料40トンだけの価格だったですかね。

○環境施設課長

今、配送経費につきましては購入単価がですね、約8万2620円、トン当たりですね。その中に配送経費を含まれた中で8万2620円となっております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○森山委員

ちょっと、さっき申し上げたんですけどね、検討すると言うけども、じゃあ、溶融炉を変えなきゃね、これは確か予算をつくったとき九百何十万で予算が上がっていたと思いますけど、そのときに実際うちの溶融炉ではね、あわないんですよ。あれはどこだったか、行政視察に行ったときに、そこでもお話を聞いたときには溶融炉のつくり方が違うから多分駄目でしょうねと。しかし、もう1人の議員さんは一所懸命それは絶対できるんだというような形で、話しを半分ずつ聞きながら、ひとつそれでうちのほうが安くなるんだしたらそれが一番いいよねということで、妥協して帰ってきてやると。そして九百何十万の予算を一応つけさせていただいて、これは大きな将来のことだから、それは当たり前だなと思いますけども、現実には僕らも素人だから、そこで勉強会をさせていただいた中に、結局コークスが途中で燃えればよかったんだけど、下がって燃えるということで、そこまで完全燃焼できないというような形だから、ここに書いてあるような形になるわけですよ。そしたら、なんぼね、溶融炉を替えることのほうが大変であって、もう検討する余地はないんじゃないと。近大の先生もある程度言葉を濁して書いてあるけどね、もうつまらんものはつまらんとははっきりね、されたほうがよろしいんじゃないかと私は思っております。

○環境施設課長

今の質問委員のお話でございますが、基本的に今回のバイオコークスにつきましても、今お手元のほうに見解というところで、今後ですね、その辺の見解のところを分析、協議いたしまして、今後ですね、石炭コークスにつきましては、いろんなところで削減ということも聞き及んでおりますので、それを含めた中で石炭コークスのところについて、削減を検討していきたいというふうに考えております。

○森山委員

なんぼ検討してもつまらんものはつまらんとて。溶融炉をつくりかえるんですか、そしたら。そうしたらできますよ。でも、専門的にはわかりませんが、段階的に結局そこで止まって燃えるところが燃えなくて下がって燃焼するからこういう結果が出るわけでしょうが。それで、そのところをせんと、はっきりできんものはできんといったほうがいいと思う。しかし、これは将来的に、もう一度言いますけど、うまくいって経費的にオッケーだったらそれでいいと思いますよ。そうだけれど、できないものはできないと。これはメーカーが違うんだから。新日鉄とこと。だから、そこんとも今度のは聞いたら330万ぐらいで終わったと。いま、吉

田副委員長のほうから、運搬料もどうのこうのと、そして住金さんのほうが無料でやってくれたということでしょうけど、それは大変りっぱなことだろうと思っております。しかし、もうつまらんものはつまらんと言われたほうが僕はね、最終的にはこの問題について何も検討する余地はないと思います。一応、私の意見だけ申しあげておきます。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

暫時休憩いたします。

休憩 10 : 31

再開 10 : 35

委員会を再開いたします。

先ほど江口委員より要求のあったおりました資料が配付されましたので、引き続き始めます。

○江口委員

井田教授の所見をざっと読ませていただきました。この所見に書いてあることで言うと、先に配付された資料の3ページにある部分と矛盾すると言うか、こういった形は違うのではないかという部分はいくつか見られます。思うのが、今回に関しては私もこの数字で見るとは明らか失敗だと思います。ただ、その失敗の原因が何なのかということに関してこちらのペーパー、先に提出されたペーパーの中では、3ページの2段目、2つ目のパラグラフにあるように形状が直径10センチ、長さも5センチから15センチと大きく、加えて、圧縮され密度も高いため、熔融炉内での熱交換効率が低く、昇温・乾燥が進みにくいと考えられる。ここがこの部分では一番大きいのかなと思っています。だから大きいから一番下まで燃えずに落ちてしまったんだよということですよ。となると、ここが主な原因だと考えると、じゃあこの大きさを変えることで、途中できちんと燃えるのではないか。話の中では、逆に小さく切り過ぎると下まで行かないんだよねという話がありましたよね。今回は大きいままいったら、逆に下まで行っちゃったというのが今回なのかなと思うんです。そしてまたこの井田先生の所見等を考え合わせると、可能性が全くないという話ではないんだと思っています。片一方で、石炭コークスをなぜ減らさなくちゃならないかってことは、CO₂を削減しなくちゃならないということ。その温暖化に対する部分の政府ないし国際間の取り組みを含めて取り組むわけです。となると、じゃあ本当にどうやったらうまくいくのかという部分を考えなきゃならない。先ほど来お話があった中で、確かに炉を変えるということは現実的ではありませんから、今の炉でやれることを考えなくてはならない。あと片一方で、貴重な財源をどこまで使うのかという部分もあるかと思っています。その中で、やはりいろんな補助金等もあっているかとも思います。そういったものを含めて、この所見と新日鉄住金さんの考え方を含めて考えた上で、やれることはどうなのかという部分をしっかりと検討して、次のチャレンジまで見据えてやっていただくと、そういったことの繰り返しでしか、技術は進歩しないんだと思うんです。ぜひ、その部分の努力をしていただきたい。もちろんそれは財源を含めて、市だけでその財源をみるのかも含めて、よそからの補助金、国なり何なりの、低炭素社会をつくるための補助金等を使いながらというのもあり得るんだと思います。ぜひ、その努力を続けていただきたいと私は思っております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

次に、「PM_{2.5}自動測定機の設置について」、執行部の説明を求めます。

○環境整備課長

昨年12月議会でもご答弁しておりましたが、この度、福岡県により、飯塚市にPM_{2.5}.

5 自動測定機が設置されましたのでご報告いたします。当測定機の設置場所につきましては、飯塚市平恒に位置します穂波野球場の北側に設置されており、2月2日より測定を開始しております。また、県のホームページにて、1時間ごとの測定結果が公表されており、そこに市のホームページからリンクできるようになっておりますので、市民の方々がいつでも閲覧できる状態となっております。

今後も引き続きPM2.5につきましては、各関係機関との連携を図り、迅速な情報伝達ができる体制を整え、対応を図ってまいります。

以上簡単ではありますが、ご報告を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(な し)

その他全般についての質疑を許します。質疑はありませんか。

(な し)

お諮りいたします。本件は掘り下げた審査をするということで継続審査といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。

よって、本件は継続審査とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。案件に記載のとおり、執行部から、6件について、報告したい旨の申し出がっております。報告を受けることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、報告を受けることに決定いたしました。

「教育委員会制度改革について」の報告を求めます。

○教育総務課長

「教育委員会制度改革について」ご説明いたします。

資料「教育委員会制度改革について」をお願いします。

改正の経緯といたしましては、平成26年6月に教育委員会制度について定めている「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が改正され、平成27年4月1日から施行され、教育委員会制度の改革がおこなわれるものでございます。

改正の趣旨としましては、今回の改正では、教育の政治的中立性、継続性・安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、市長との連携の強化を図るとともに、地方に対する国の関与の見直しを図ったものでございますが、教育委員会は引き続き執行機関とし、職務権限は従来どおりでございます。

改正の概要としましては、(1)教育委員会の組織、教育委員会は、これまで教育委員5名で組織され、教育委員長と教育長を選出しておりましたが、新制度では教育長と4人の委員で組織されます。新制度における教育長は、市長が議会の同意を得て任命し、教育長が教育委員会の会務を総理、教育委員会を代表することになります。任期は3年となります。教育委員の任期は従前のおり4年です。

(2)総合教育会議の設置、大綱の策定につきましては今回の改正により、市長は新たに総合教育会議を設けることになり、会議は市長が主宰し、構成は市長、教育長、教育委員となります。総合教育会議では、この大綱の策定、教育条件の整備等重点的に講ずべき施策や緊急の場合に講ずべき措置について協議・調整を行うこととなります。なお、大綱の策定については、国が定める教育振興基本計画を参酌した、教育の振興に関する施策の定めるものです。

(3)国の地方公共団体への見直しとして、いじめによる自殺の防止等、緊急の必要がある場合に、文部科学大臣が教育委員会に対して指示できることを明確化されています。

(4) 経過措置として、改正法は、平成27年4月1日から施行されますが、現教育長は、委員としての任期満了まで従前の例により在職する経過措置がとられます。委員長についても現教育長の任期期間では従前の例によります。

今後の対応として、市長部局等との調整を図りながら(1)大綱の策定、(2)総合教育会議の設置、(3)関連法令等の改正として、以下の条例等の改正を予定しております。主な改正点としましては、制度改革後の教育長は、身分が一般職から特別職となり、地方公共団体の長が議会の同意を得て任命し、教育委員会を主宰すること。また、市長は総合教育会議を設置し、主宰し、教育振興に関する施策の大綱を策定することでございます。

参考としまして、制度変更のイメージ図を掲載しております。平成27年4月1日が法の施行日でございますが、教育長については、経過措置があり、平成30年5月16日が現教育長の任期満了日となります。

以上簡単ではございますが、教育委員会制度改革についての説明を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「教育財産の管理状況について」の報告を求めます。

○教育総務課長

教育財産の管理状況について説明をいたします。

資料をお願いします。学校その他の教育機関の用に供する財産につきましては、教育財産として、教育委員会が管理しておりますが、一貫校の整備、学校統廃合の整備を進めるにあたり、学校敷地内に個人名義の土地が存在するなど、問題のある物件もございましたので、この度、すべての教育財産の現況について調査を実施しましたので、その結果を報告いたします。

教育委員会の財産としましては、資料のとおり、合計で、土地847筆、面積139万9526.34平方メートル、建物428棟、延床面積20万4729.18平方メートルを管理しております。このうち、個人名義のままの物件が11件、存在することが判明しました。この11件はすべて学校敷で教育総務課が管理しております。このうち5件については、現に学校敷として利用しているにも関わらず、登記簿謄本上の名義が個人名義のままになっているもので、残り6件につきましては、学校敷地内に、国土調査の折に境界確定ができていない個人名義の筆界未了地が存在するものでございます。

この11件の物件につきましては、いずれも現況学校敷であり、実質の管理は教育委員会であるため、今後の対応といたしましては、登記上の名義人及び相続人を調査し、所有権移転登記の協力依頼を行う予定でございます。

なお、所有権移転登記について、登記名義人等が不明な場合または協力が得られない場合につきましては、訴えの提起を行い、時効取得も視野に入れておりますが、先ほど申しましたように、実質の所有権は教育委員会にあり、管理も行っておりますので、学校運営上、支障はない状況でありますので、最優先に所有権移転登記の協力依頼を行ってまいりたいと考えております。

以上簡単ではございますが、教育財産管理状況についての説明を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

○江口委員

この移転登記とかを進めたいというのはわかるんですが、前もお話したと思うんですけど、期限を切ってやるのが大切だよねというお話をさせていただきました。いつ頃という目途は、どのようにお考えですか。

○教育総務課長

教育財産の中で個人名義が存在するというのは教育委員会におきましても、なるべく早く解消したいというふうに考えております。今後のスケジュールとしましては、先ほど申しましたようにまずは相続人の確定等を行いまして、移転登記の協力依頼を行ってまいりたいというふうに考えております。その中で27年、本年度中にすべての物件人に対しまして、協力依頼等を行ってまいりたいというふうに考えております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「飯塚図書館休館日変更の試行的実施について」の報告を求めます。

○生涯学習課長

「飯塚図書館休館日変更の試行的実施について」ご説明いたします。

颯田図書館を除く飯塚・ちくほ・庄内・穂波図書館の休館日につきましては、現在、毎週月曜日を基本としまして、その日が休日となった場合は翌日を休館日としておりますが、先的一般質問等におきまして、公の施設の休館日のあり方についてご指摘やご意見がございましたことから、指定管理者の意見を聞きながら検討を行い、休日の変更は利用者に大きく影響をすることから、利用者の意見を聞くこととなり、アンケートを実施いたしました。

1 ページをお願いいたします。昨年7月8日から21日までアンケートを実施し、対象件数975件の回答をいただきました。質問1は、どの図書館をよく利用されますか。では、複数回答で飯塚図書館が全体の約37%の方が利用されております。なかには、颯田図書館も利用しているけど、飯塚図書館も利用しているという複数のご意見がございました。

次のページをお願いいたします。質問2は、図書館を利用される日で一番多い曜日を尋ねました。週末に各図書館で色々な催しものを行っていることもあり、土曜・日曜日に利用者が多い結果となっております。問3では、図書館の休館日は何曜日が望ましいかを尋ねたところ、アンケート結果では、月曜日の休館でよいとの回答が約60%ございましたが、約40%弱の方が月曜日以外の休館を希望されておられることから、アンケート結果について10月に開催いたしました図書館運営協議会に報告し、意見をお聞きしたところ、今のままでよいのご意見もございましたが、40%弱の月曜日以外を希望されてある方がいるとするならば、試行的にされたらどうかというご意見もございました。その後、指定管理者と協議を行い、飯塚図書館を試行的に実施することといたしました。試行期間は、利用状況や業務への影響についての検証が必要でありますので、平成27年4月から平成28年3月とし、第3月曜日を閉館し、その翌日の第3火曜日を休館することといたします。

なお、その期間の利用状況などの結果により、平成28年度以後の休館日のあり方について判断をすることとしております。

休館日変更の周知方法につきましては、ホームページ、市報、ポスター、関係機関等にお知らせをいたします。

以上簡単ですが、報告とさせていただきます。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「飯塚市地区公民館施設整備実施計画（案）の策定について」の報告を求めます。

○中央公民館長

「飯塚市地区公民館施設整備実施計画（案）の策定について」、ご報告いたします。

資料の「飯塚市地区公民館施設整備実施計画（案）」をお願いします。

市内12地区に設置しております地区公民館につきましては、昭和40年代に建築したものがほとんどで、老朽化が進み、耐震基準を満たしていない状況にあります。そのことから、その整備を行うために、平成25年3月に、参考資料として添付しております、「飯塚市地区公民館施設の整備計画」を策定したところです。この計画では、市内12地区公民館施設のうち、小中一貫校と複合化する穎田・鎮西、及び、耐震基準を満たす飯塚・庄内の公民館を除く、8地区（二瀬・幸袋・菰田・飯塚東・立岩・鯉田・穂波・筑穂）の公民館施設については、平成29年度から33年度の間には整備を行うこととしております。

つきましては、整備を行うにあたっての準備等の関係から、本年度において、各地区公民館施設整備の年次計画等を決定いたしたく、実施計画（案）を策定いたしましたので、ご報告いたします。

まず、今回の実施計画（案）では、延床面積が約1千平方メートル前後の標準規模公民館施設である、二瀬・鯉田・幸袋・菰田・飯塚東の実施時期等を、鯉田公民館の移設先を除いて、平成26年度中に決定し、延床面積が約1千平方メートルを大幅に超える大規模公民館施設である、立岩・穂波・筑穂の公民館施設については、平成27年度に予定されております、財政見通しの策定や公共施設等総合管理計画の策定との調整等を図りながら、平成27年度末までに実施時期や整備内容を決定することとしております。併せて、鯉田公民館の移設先についても、平成27年度末までに決定することとしております。

続いて、各公民館ごとの説明をさせていただきます。

まず、鎮西公民館は、小中一貫校との複合化で決定しており、平成30年度から新しい施設で開館いたします。

次に、二瀬公民館は、旧耐震基準以前の建築物であることから、現在地において建て替えを行うため、平成29年度に工事設計、30年度に建設工事を施工することとしております。

次に、鯉田公民館は、築後38年が経過しており、その間、「そうら層」という地層を原因として、約30センチメートルの地盤沈下が生じていることから、早急に整備を行う必要があります。また、大雨時には隣接の河川が増水して避難所としての機能が果たせていないこと、公民館まつり等のイベント時には会場が狭いという状況から、現在地以外での整備を行います。移設先については、平成27年度末までに決定することとし、今後、地域住民の意見等を聞きながら、協議検討を行っていくこととしております。整備の時期は、平成29年度に工事設計、30年度に建設工事を施工することとしております。

次に、幸袋と菰田、飯塚東公民館は、新耐震基準以前の建築物であることから、現在施設の耐震補強を行うため、平成29年度から31年度の間には、耐震診断、工事設計、補強工事等を施工することとしております。

続いて、立岩・穂波・筑穂の公民館については、先ほどご説明いたしましたとおり、大規模公民館施設であることから、財政見通しや公共施設等総合管理計画の策定との調整等、協議のうえで、立岩では耐震補強以外での整備、穂波では近隣の公共施設との複合化等、筑穂では支所への移設等も検討し、平成27年度末までに実施計画を決定することとしております。従いまして、この3公民館施設の整備実施計画（案）がまとまりましたら、鯉田公民館の移設先と併せて、改めて、今回同様の決定の手続きを行っていくよう考えております。

以下、飯塚・庄内・穎田の公民館施設については、耐震基準を満たしていることから、今回の実施計画（案）の対象施設とはしておりません。

なお、備考でお示しておりますとおり、本計画は、補助事業等を活用した整備を行う場合には、整備の時期等を見直すことがあること。耐震診断を行ってまいります、幸袋・菰田・飯塚東の公民館において、診断の結果、耐震補強による整備が不可能な場合や費用面での不利益が生じる場合は、現在地を原則に整備内容を別途検討することとしております。

最後に、実施計画の決定までのスケジュールでは、平成27年2月から3月に、実施計画（案）を、各地区公民館運営審議会等で説明し、地区住民意見を聴取し、その後、教育委員会定例会議に、実施計画決定の議案上程、市議会市民文教委員会に、実施計画の決定を報告することで予定しております。

また、大規模公民館施設である立岩・穂波・筑穂の公民館施設及び、鯉田公民館の移設先については、おおむね、1年後に同様の手続きで進めるよう予定を考えております。

今回の実施計画（案）では、今後の財政見通しや公共施設等総合管理計画の策定等との関係から、整備を予定しております地区公民館全ての整備の時期と内容をお示しすることできておりません。今後、検討していくものについては、その計画が出来上がり次第、ご報告いたしますので、引き続き、よろしくお願いいたします。

以上、報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「明星寺地区ごみ埋立地の対応について」の報告を求めます。

○環境対策課長

環境対策課から「明星寺地区ごみ埋立地の対応について」ご報告いたします。

本件につきまして、これまで埋立てごみを撤去する方向で検討を進めてまいりましたが、撤去及び再処理に多額の費用を要すること。また、埋立地への取り付け道路としては幅員2メートル程度「里道」しかなく、隣接する地権者の協力が現状において難しいことなどの課題も生じております。

また、平成25年度に実施しました埋立地内部の調査結果では、メタンガス等の問題もありますが特に有害性は認められないため、現状においては埋立地を市が整備し管理することも選択肢の1つと考えております。

そのような中、お手元に資料として配布しております「事件処理に関する上申書」が市の顧問弁護士から市に対し提出されております。

上申書の趣旨といたしましては、ごみ問題と道路問題の解決は、これを一体として全面的解決を図ることが望ましいこと。また、その理由といたしまして、ごみ問題については、これまでの経過及び現状から見て「現状のまま保管し管理する方法」が望ましいこと。道路問題については、訴訟が進行するなか、今後、控訴・上告及び損害賠償請求等も考えられるため、最終解決までに相当の期間が必要となること。以上のことから、ごみ問題と道路問題を一体的に解決する旨の和解を行なうことが相当であり、市民にとって和解による解決の利益が大きいものと考えられることなどとなっております。

今回、明星寺地区の「ごみ問題」及び「道路問題」の両方を委任する顧問弁護士から解決に向けての上申書が提出されたことに対しまして、関係各部、各課等で協議・検討した結果、「明星寺地区ごみ埋立地の問題」については、「道路問題」等と合わせた一体的解決について全庁的に検討したいと考えております。

以上、簡単ではございますが報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○永末委員

いま上申書の内容を含めまして説明がありましたけども、最後のほうでこの上申書を受けて、市としても和解を検討していきたいというふうな趣旨の答弁だったかと思うんですけども、それはそういった形で考えられておるといことでよろしいんでしょうか。和解を今後検討して

いきたいというふうな感じで考えておるといふことでよろしいのでしょうか。

○環境対策課長

そのとおりでございます。

○永末委員

この問題に関してかなりですね、長期的にずっとやってこられているわけですが、当然地元の方もその中に複数の自治会が入りながらずっと今まで続けてきたわけですが、私も地元で開かれておった、そういう説明会にも何度も参加させていただきました。実際に皆さんの声も聞きながら、いま現在まで至ってるわけなんですけども、このいまの説明会の中でもですね、よく言われたんですけど、地元と二人三脚ですね、この訴訟に関してはやっていきたいというふうなお話が何度もあったかと思うんですけど、その姿勢に関しては今もお変わらないということよろしいですか。

○建設総務課長

裁判のいまの流れの関係になってくるかと思うんですけど、いま現状としては裁判についての流れについては、裁判があるたびにその後、弁護士のほうから地元の代表者の方を通じて、裁判の状況等を報告しながらやっております。今後もそういう形で市としても今のような方針が出ておりますので、このことも含めてまたそういうふうなことの報告を、代理の弁護士を通じてやっていきたいというふう考えております。

○永末委員

いま言われたような報告も地元のほうにもしっかりとしていくというふうな形ですが、今回こういった上申書が出されましたということに関しても、当然に地元のほうに住民説明会等をされるっていうことでよろしいのでしょうか。

○建設総務課長

地元説明会ということじゃなくて、そういうふうなことも、この報告を含めて実は6日でございますが、地元の代表者の方に弁護士さんのほうから私どもも入りまして、一緒に説明をしたいというふうに設置をしております。

○永末委員

そういった地元の方とも当然パイプと言いますか、話をしながら、進めていくということよろしいかと思うんですけども、この上申書も読ませていただいて、私もかかわってきましたんで実際に本当、長期に及んでおりますし早く何とか解決したいというふうな思いがあるのは、もう重々感じておりますし、私もそうになっていただきたいというふうに思っております。ただ和解の提示、和解を今後検討していくということなんですけども、そういうふうに一体的に、早期に解決するための和解ということですけども、私としては解決しさえすれば、どんな手段であっても構わないとは思っておりません。要は、しっかりと和解の中身も検討しながら、もしくはそれとも和解という手段ではなく、しっかりと今あっている裁判というのを戦っていく。そういった選択肢も当然あっていいというふうに思っております。当然に解決というところを目指していただきたいということですけども、今のそういった意味合いで、和解をするかどうかというのも裁判の現状、今の裁判の現状がどうなっておるかという部分はかなり大きく判断材料になってくるかと思うんですけど、そのあたり少し説明いただけませんか。

○建設総務課長

まず、裁判の現在の概要でございますけど、大きく3つの事件についていま裁判のほうが進められております。1つは措置命令取消し等請求事件、これは平成24年12月28日付で提出されました。この訴状が今回の裁判の始まりとなっております。その後に変更の申立てというのが2回ほどあっております。現在の請求の内容でございますが、簡単に申し上げますと市が原告に対しまして大型車両の通行認定申請について認定せよというふうなことが1つです。それと、大型車両の通行認定の申請について市のほうが不承認としましたので、その処分を取

り消せというふうなことでございます。そして、2つ目の大きな事件と言いますが、不作為違法無効確認等請求事件ということで、わかりやすく言いますと道路法に基づきます待避所の設置について不承認と市のほうがしましたので、その処分を取り消せというふうな内容でございます。そして、またこの自費施工といいますか、待避所の設置について承認せよというふうな内容、これが2つ目の大きな事件でございます。3つ目が平成25年12月3日付で道路法に基づきまして措置命令というのを、要するに通行の禁止というのを市のほうがかけております。これについて取り消せというふうなことでございます。事件としてはいま言ったように大きく3つございますが、この3つの事件、1つは大型車両の道路通行に関するもの、それから待避所の設置についてという、この2つがいま焦点になってるという経過でございます。経過的には以上です。

○永末委員

ありがとうございます。いま2つが大きな焦点になっているということでしたけども、やはり言われたように、実際係争中なのは道路問題ですね。ごみ問題というのも当然にあるんですけども、これは別個の問題だと思ってます。ただ、一方で和解というのを検討するに当たっては、これを一体的に解決するというふうなお話しになっているかと思うんですけども、私としては、これは別個の問題じゃないかなというふうに考えてます。そういう考えのもと聞かせていただきますけども、12月と1月に裁判の日程が延期になってると思うんですけども、聞くところによりますと証人尋問を翌日に控えた段階で原告のほうから和解の申し入れがあったというふうに聞いておりますけども、これは間違いないでしょうか。

○建設総務課長

いま質問委員、言われました和解の申し出ということではなくて、話し合いによって協議を進めていくということでの延期ということを12月の段階で原告側のほうから申し出されました。

○永末委員

捉え方だと思うんですけど、それは和解の申し入れみたいな部分もですね、和解というふうな法律用語を使うかどうかはあれにしてですね、内容的にはそうなのかなというふうに思うんですけども、証人尋問が延期になってるんですけど、証人尋問というのは今まで1回でも開かれているんですかね。

○建設総務課長

12月と1月に予定されていましたが、まだ開かれておりません。

○委員長

暫時休憩します。

休憩 11 : 13

再開 11 : 13

再開いたします。

○永末委員

でありましたらですね、わかる範囲でいいんですけども、今のこの裁判の状況ですね、実際、市側に有利な状況なのか、それとも不利な状況なのか、そこだけ示してもらえないでしょうか。

○建設総務課長

係争中でございますので、状況といいますか、判決がどうなるかということについては今この場ではお答えできません。わかりません。

○永末委員

当然、ここではそういうふうな話もやりにくいという部分があるかと思えますんで、ぜひ地元の方と話をされる機会があると思えますんで、そのあたりしっかりと状況もお話されていってください。次に移りますけども、この上申書の中身を少し聞かせていただきたいんですけど、

理由の1のほうに、中段あたり、理由の1の真ん中辺にごみを撤去する方針というふうに、方針のもと進めてまいりましたがというふうな表現があるんですけど、ちょっと聞かせていただきたいんですけど、このごみを撤去する法的な義務というのはあるんでしょうか。

○環境対策課長

ごみの撤去につきましては、平成24年度にこの問題が生じたときに、すぐ私のほうで県のほうとも協議をいたしまして、いろいろ検討いたしております。まず、一番は県の見解といたしましては、埋められたごみにつきましては、例えそれが土に還ったとしても最後まで管理責任が市町村のほうに残ると。それが、もし影響があるような状態になれば、それに応じた必要な措置を講ずるように努める義務が市町村のほうにありますというような見解をいただいております。また、そのほかに当時、平成元年に旧清掃工場のオーバーホール期間中に焼却処理ができなかったごみを埋め立て処理したもので、法的には埋め立てたことにつきましては、違法性はないとした中で当時の地権者との埋め立ての条件等について、双方の相違、市の見解と向こう見解が異なる点があること。それと最終的には現状において、現在の埋立地が開発区域内にありまして、非常に埋め立て当時と山の地形も変わっておりますし、露出もですね、まさ土等によって非常に土砂災害が起こりやすい地域にあると。このため万が一、そういうごみが流出した場合、環境に対する影響が非常に大きいというようなことから、そういうことから撤去するという方向で検討を進めたいというふうに、これまでご説明をし、検討を進めてまいっております。

○永末委員

すみません、見解というより法的な義務があるかどうかというをちょっと示していただきたいんですけど、例えば義務があるとすれば、それは何という法律の何条に基づいた措置なのかですね、そのあたり明確にさせていただきますか。

○環境対策課長

ご質問の法的な件につきましては、廃棄物処理法の第4条に市町村の責務として一般廃棄物の処理の適正化というような項目がございます。この一般廃棄物の適正な処理ということにつきましては、収集、運搬、それから中間処理、最終処理というような一連のプロセスをすべて含んでおります。先ほど言いましたように、埋め立てましたごみにつきましても市町村が責任を持って管理するというような義務は残るといような県の見解でしたので、法的根拠としましては廃棄物処理法第4条第1項に定める市町村の責務としての適正処理というようなことになると考えております。

○永末委員

ありがとうございます。県の見解、廃掃法の4条の適正な処理というところで県の見解に基づいてということなんでしょうけども、この上申書は井上弁護士が書かれた分だと思うんですけど、この弁護士も同様の見解ということではよろしんでしょうか。

○環境対策課長

直接、お聞きしたことはございませんけど、基本的には同じ見解だと考えております。

○永末委員

それで間違いないですか。というのもですね、資料のほう、私のほうでも見させてもらったことがあるんですけど、実際にこのごみ問題に関して撤去する法的な義務はないというふうな回答を、確か同じ弁護士がされているんじゃないかというふうに思うんですけど、そのあたりよろしいですか。その回答で。

○環境対策課長

井上弁護士が言われたのは、撤去の義務がないということで、市といたしましては管理責任があると、その延長上ですね、撤去したほうが好ましいという判断から現在まで検討を進めてきたという経緯がございます。

○永末委員

そういった見解から、最終的な理由の2になる、現状のまま保管し、それを管理する方法というふうな解決策が出てくるかと思うんですけど、その前にすいません、もう1点。理由の1のほうなんですけど、1の最後のほうですね、金4億円の損害賠償請求というふうな部分があるんですけど、これはどういった請求になるんでしょうか。いつ、どのような形で、請求されたんでしょう。

○環境対策課長

この4億円につきましては、平成26年の9月に、相手方の顧問弁護士から市の代理人であります井上弁護士のほうに通知されたものでございますけど、内容につきましては、撤去が非常に遅れていると、それで撤去費用として3億円と、それと撤去するまでの営業補償としての1億円というような内容が、一応記載がされております。ただ、そのときの市の顧問弁護士からの意見では、これについては特に重視する必要はないというような意見を同時にいただいております。

○永末委員

重視する必要がないというのは、そもそも撤去の必要がないからというふうなことをですかね。そこから生じた見解なんですかね。

○環境対策課長

現状におきましてはですね、市も相手側のほうも撤去するという方向で、方向性は一致いたしております。その中で、その作業が遅れているということで、相手方が意思表示をされたものと考えておりますけど、撤去する必要がないということではないというふうに考えております。

○永末委員

この損害賠償請求というのが、読んでみると、やっぱり和解を検討するのに当たって、結構、効いていると思うんですよ、この中身がですね。ただ、一方でそれほど弁護士の見解としては、それを重視する必要はないというふうな答弁もありましたけど。となると何かここがちょっとちぐはぐなんじゃないかなというふうな思いもあるんですけど、そのあたりどうでしょう。

○環境対策課長

額面の4億円ということについての見解ですけど、この4億円が妥当なものなのかということで、それほど顧問弁護士としては、市のほうもこれをいただいたときに、営業補償として1億円というのはどういう算出で出てきたものか、そういうものもちょっとお聞きしたんですけど、弁護士としては特にこれは、4億円の損害賠償について特に市としては重視する必要がありませんという、当時の説明でしたので、そういう4億円の中身についてですね、市としては特に重視していなかったというような経緯がございます。

○永末委員

では、次の理由の2のほうなんですけど、2のほうの2行目に、現状のまま保管して、それを管理する方法というふうにありますけども、これはどういうことになるんですかね。今と現状が変わってくるんですかね。今の例えばこの土地の所有というのは民間の業者さんだと思うんですけど、それを例えば市が何らかの形で手を入れて管理する方法で解決するというふうなお考えのものと表現なんでしょうか、これは。

○環境対策課長

今後、内容につきましては協議の中で煮詰まってくると思いますけど、環境対策課のほうの考え方といたしましてはですね、埋立地及びその上流側に位置する土地を、市の土地として取得してですね、現在、先ほど説明しましたように災害等の危険性が懸念されますので、法面等の補強工事等を行いまして、また内容物が十分なまだ分解が進んでいないため、メタンガス等の濃度が非常に高い状態になっているようでございますので、ガス抜き管の設置、それから地

下水の監視用といたしまして、上流側と下流側に地下水の採水用井戸を設置して汚染の確認をしていきたいと、そういうことで埋立地の管理を進めていきたいというふうに考えております。

○永末委員

すいません、ちょっと確認させてください。今のは埋まっている土地そのものの購入ではなく、埋まっている土地の上流部の購入ですか。

○環境対策課長

埋まっている土地とその上流側の土地を含めてですね、先ほど言いましたような内容を整備して、埋立物の監視を進めていきたいというふうに考えております。

○永末委員

当然ですね、管理をするというのは大切なことなんでしょうけど、その土地を取得しないことには管理ができないんですか。

○環境対策課長

顧問弁護士のほうとも協議しましたが、現状においては無理というふうな回答をいただいております。

○永末委員

無理というのは、土地を購入せずに今の状態のまま管理するのは無理という意味ですか。

○環境対策課長

現在、所有権は相手方にありますので、そこに立ち入ってそういう構築物を設置したり検査をすることが、現実的に困難というふうなことでございます。

○永末委員

市では同様に、目尾のほうにも同じような土地を抱えていると思うんですけど、あちらはどうなってますかね。例えば市としてあの土地を購入して、市所有の土地として管理されているんですかね、あちらのほうは。

○環境対策課長

ご質問の目尾地区の埋立地につきましては、目尾団地下の旧処分場、それからその近くにありますツキアゲ谷の旧処分場がございます。そこにつきましては、埋め立て当時の地権者と土地の使用貸借契約をきちっと結んでですね、もともと露天掘りの跡地にごみの埋め立てを行いまして、平地にしたという経緯もございます。基本的にはそういうふうな土地の使用貸借契約等を結んでおりますので、それについては土地を取得するというようなことは、現状においては考えておりません。

○永末委員

じゃあ、その管理のために必ず取得が必要ではないということですよ。要はその目尾のほうは使用貸借契約でいかれているわけですから、同様な方法をとるというふうなもの一つ考えられると思うんですけど、いかがですか。

○環境対策課長

目尾のほうにつきましてはですね、埋め立て当時から地権者と一体的に協議を行いまして、一定の契約を結んできた経緯もございますので、そういう調査についても非常に協力的な状況にあります。ただ、明星寺地区につきましてはですね、埋め立てた当時の地権者と現在変わっておりますので、すでに開発地域の区域内にあることから、協力を得ること自体を含めてですね、困難というふうに弁護士のほうから聞いております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○上野委員

今回、出されてきてる報告ですけど、平成24年12月に始まった道路係争事件と、本来ごみの問題とは別なだけけれども、地域住民の皆さんの苦惱なりを考えると、最終解決までには

相当長期の期間が必要となるので、2つ一週に解決したいよねという上申書が出されてきていると思うんですが、この事件処理に関する上申書なんですけど、上申書というのはどういう意味なのかを教えてくださいのと、飯塚市いままでいろんな係争事件を抱えてきているんですが、ほかの係争事件でも上申書を出されたケースがどのくらいあるのか、おわかりになったら教えてくださいいただけますか。

○委員長

わかりませんね。

○上野委員

わかりました。私も詳しくないんですけど、おそらく弁護士からこういうふう処理したほうがいいんじゃないかというご意見なんだと思うんですね。それは皆さんがご検討なされて、この方法も検討してみようかという結果だと思うんですが、ちょっと初めに教えてください。この相手方がいらっしゃるんですが、まず現在の土地の所有者からごみの撤去を求められたと、この土地の所有者と、嘉飯山砂利建設株式会社さんと道路の係争をやっているんですが、同一の相手ですか。

○環境対策課長

ごみにつきましては、訴訟という形ではなくて申し立てという形で、現在起こっておりますけれど、問題がですね。基本的には一緒でございます。

○上野委員

相手方も一緒なので、一緒に処理しやすいよねということなんですね。飯塚市は今までごみを撤去する方針でいこうねということだったんですが、取り付け道路がないとなると、ごみを埋め立てるときにどこを歩いていったのかと、その道路自体もなくなって、もうないんですか。

○環境対策課長

平成元年のときの作業日誌あたりで確認いたしましたけど、当時埋め立てた搬入路というのは、埋め立て地の東側に位置する土地を歩いて埋め立てております。現在、ソーラー発電あたりがある所を歩いて埋め立てたということで、今そちらのほうからは入れませんので、反対側の里道がございます。そこを歩いて撤去をするというような考え方で、これまで検討を進めてまいっております。取り付け道路はですね、一番最初にあったときは隣接する土地の中にごございましたけど、現在それがもう使えない、なくなったというようなことで、弁護士が書いてきているということがございます。里道はですね、非常に狭い道路が反対側にごございまして、その道路がなくなったためにどうするかということで、うちのほうでも検討をいたしました。現在2メートル程度の幅しかございませんけど、そこを少し整備すれば何とかできるのかなということで、隣接する地権者の方にも少しご相談したんですけど、それがいま難しいような状況となっているのが現状でございます。

○上野委員

2メートルしかなければ随分時間もお金もかかるよという話なんですけど、理由のところの2番目、上申書に書かれている。以上の経過に鑑みますと、土地所有者とも協議の上ということなんですけど、この以上の経過というのを整理するとですね、まず土地の所有者さんからごみを撤去してくださいと言われてました、飯塚市はじゃあ撤去しましょうと、でも撤去する費用は極めて多額になるけどやりましょうねという話できたんですよ。そのための取り付け道路がない。相手方から4億円の損害賠償請求がなされたが、これは重要視しなくてもいいよということであると、以上の経過というのは、ごみを撤去せよと言われて撤去しましょう、でも取り付け道路がないからできませんよという、そういうシンプルな経過と理解していただければいいですかね。

○環境対策課長

シンプルと言いますか、要点だけをここに書いてあるというふうに考えておりますけど、基

本的には先ほど説明しましたように取り付け道路、これが里道しかないということで、非常に難しい状態になっていると、費用は極めて多額に及ぶようなことが考えられること。撤去及びごみの再処分ですね、に費用が極めて多額に上ることから課題があると。そのような状況の中に、撤去を行わない場合は4億円の損害賠償請求がなされているというようなことから、現状のまま保管し管理する方法を本件として解決することが望ましいというふうな流れで書いてありますけど、この前段といたしましては中に書いておりませんが、土地を市が管理することも選択肢の1つとして、埋立物を検査した結果ですね、可能ということが1つ前提になっていると考えております。

○上野委員

ご説明ありましたけど、撤去しようねとって費用が極めて多額になるけどやりましょうという方針だったので、そこは問題にはならないと僕は思っているんですね。4億円の損害賠償は重視する必要はないとなると、やっぱり取り付け道路がないので、本当は撤去がいいんだけど難しいし、いま担当課長がご答弁なられたように、現状を調査すると十分に安全な管理は飯塚市として可能であろうというふうなご認識があるので、こういうことをやっていきたいなというふうに承っておきますね。で、これ解決をしていくためにはお金がかかると思うんですが、当然こういうふうに進めていくということである程度の計算というか、試算というのをい出してあると思うんですが、大体どの程度を思われていますか。

○建設総務課長

具体的な、まあ相手もありますことですし、具体的な協議は今からになってきますけど、明確な、そういうふうなですね、明言することは金額についてはできません。

○上野委員

はい、わかりました。そうしたら、こういうふうな解決をですね、スムーズに進めていくために、当然相手方もあることなんで、飯塚市が考えている理想的なスケジュール、どういうふう考えられてあります。

○建設総務課長

先ほども申し上げましたように、早期解決という、話し合いを持っての早期解決ということになれば、できるだけ短期間でということは考えていますけど、スケジュール的な表というのは今からが弁護士を入れたところの本格的な協議を始めるということですので、いま具体的なスケジュール案をお示しすることができません。

○上野委員

いずれにしても多分これ、議会の承認が必要となってくると思うんですね。まあ、予算に関しては必ずそうなんで。そうすると、もう3月は、今月から始まるので、そこには間に合わせようかなというふうな気持ちで動かれるんでしょうか。

○建設総務課長

先ほど申しましたように、早急な解決に向けての話し合いが進めばですね、そういうことも考えていきたいとは思っております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「(仮称)飯塚市立幸袋小中学校建設関連工事の入札中止について」の報告を求めます。

○契約課長

「(仮称)飯塚市立幸袋小中学校建設関連工事の入札中止について」ご報告いたします。

(仮称)飯塚市立幸袋小中学校建設関連工事の入札につきましては、先に開催されました本

委員会で報告させていただきましたとおり1月26日の入札が中止となりましたので、再度告示をして1月14日入札の予定で事務をすすめておりました。

1月19日の入札参加締切の状況では、全ての案件で参加業者が確保されておりましたが、校舎棟の工事であり1工区工事において、入札参加申請を行っておりました2者JVのそれぞれの構成員でありました中村建設、鈴木建設、これはそれぞれ別のJVを組んでおられました、この両業者がいずれも1月6日に執行いたしました新庁舎建設工事の入札において落札業者となり、結果持ちとなりましたので、1工区に参加予定でありました2者JVはいずれも参加要件を満たさない状況となりました。よって、この入札は中止となりました。また、1工区の工事は残り全ての工事と関連があるため、結果、（仮称）飯塚市立幸袋小中学校建設関連工事5件全てが中止になったものでございます。

なお、これらの建設工事につきましては、全ての案件について工期のみ3月20日までを3月31日までと変更して、1月9日に再告示を行ってありまして、1月23日参加申請締切、2月3日入札を執行いたしております。

以上簡単ではございますが、報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

（ な し ）

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

これをもちまして、市民文教委員会を閉会いたします。お疲れ様でした。